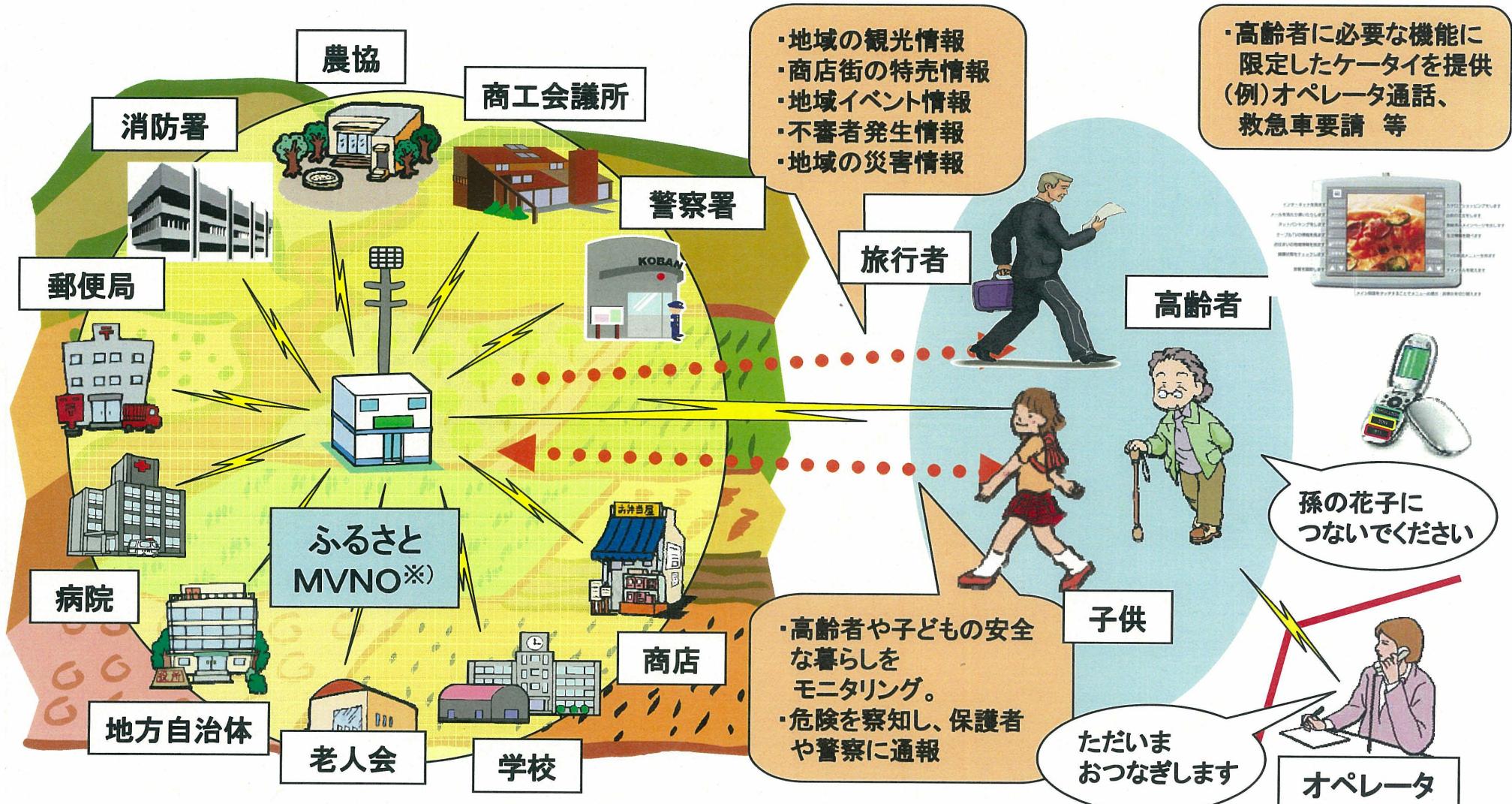


携帯電話のMVNO^{※)}を用いて、地域の高齢者が使い易いよう端末の機能を一部限定したサービス、GPS機能を用いた高齢者や子供のモニタリングサービス、地域住民に商店街の特売情報や地域のイベント情報を提供するサービス等、地域産業の振興及び地域社会の再生に資する事業を展開。

※) MVNO: Mobile Virtual Network Operator。携帯電話などの無線通信インフラを他社から借りて、無線通信サービスを提供する事業者のこと。





「地方再生戦略」(抜粋) (平成19年11月30日地域活性化統合本部決定)

第3 地方の課題に応じた地方再生の取組

5 課題分野別の基本的施策

(1)生活者の暮らしに関する基本的施策

イ 安心できる暮らしの実現

(イ)高齢化への対応

…地域の医療・介護等のニーズに対応できる郷土(ふるさと)に根ざした携帯電話事業(「ふるさとケータイ事業」)の創出…について検討する。

「ITによる地域活性化等緊急プログラム骨子」(抜粋) (平成19年11月7日IT戦略本部決定)

III 地域活性化と豊かな暮らしの実現に向けた施策の展開

2. 中小企業の生産性の向上や地場産業の成長力強化への支援

(2) 地場産業の再生支援

地場産業の再生・創出支援においてITの利活用は有効である。国民に広く浸透している携帯電話を活用し、「ふるさとケータイ事業」(地域を対象とするMVNO^注)を実現することにより、地域の活性化、地域住民へのサービス向上等を実現できる。このため、事業参入のためのガイドラインの整備や卸電気通信役務の料金の透明性の確保等に早急に取り組み、MVNOの円滑な実現を推進する必要がある。

注) MVNO : Mobile Virtual Network Operator の略で、携帯電話などの無線通信インフラを他社から借りて、無線通信サービスを提供する事業者のこと。

《主な取組例》

§ 新規の取組

- ・ 地域ニーズに合致したモバイルビジネス創出に資するMVNO事業化ガイドラインの再見直しや卸電気通信役務の標準プラン策定の検討促進等の実施